

**川上村砂防ダム地点発電所建設工事
優先交渉権者選定基準**

令和元年 12月

長野県企業局

目次

I.	審査の概要	2
1.	優先交渉権者選定基準の位置付け.....	2
2.	優先交渉権者選定方法.....	2
3.	総合審査委員会の設置.....	2
4.	審査の視点	3
5.	審査の構成と手順.....	3
II.	資格審査.....	5
III.	提案審査	5
1.	基礎審査	5
2.	提案評価	5
IV.	総合評価	10
1.	総合評価の手順.....	10
2.	総合評価点の計算式.....	10
3.	優先交渉権者の決定.....	10

I. 審査の概要

1. 優先交渉権者選定基準の位置付け

本書は、長野県企業局（以下「県」という。）が、川上村砂防ダム地点発電所建設工事（以下「本事業」という。）を実施する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（これらを総称して、以下「応募者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

2. 優先交渉権者選定方法

本事業は、信濃川水系の既設砂防ダム地点での未利用資源を利用し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）を活用した発電所建設を実施するものである。

優先交渉権者の選定は、①参加資格要件の充足状況を審査する手続き「資格審査」、②要求水準を満たす具体的な実施計画を盛り込んだ提案内容及び価格提案を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施する。

3. 総合審査委員会の設置

県は、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した提案審査書類（以下「提案審査書類」という。）の審査に際して、有識者等からなる「総合審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、県が設置した委員会の委員は次のとおり。

図表 1 委員一覧

氏名	所属・役職等
高嶋 邦夫	上田千曲高等学校長
野々口 敬一	長野県建設部佐久建設事務所維持管理課長
中島 修	川上村役場 企画課長
青木 千明	長野県企業局電気事業課長
田切 宏美	長野県企業局南信発電管理事務所管理課長

4. 審査の視点

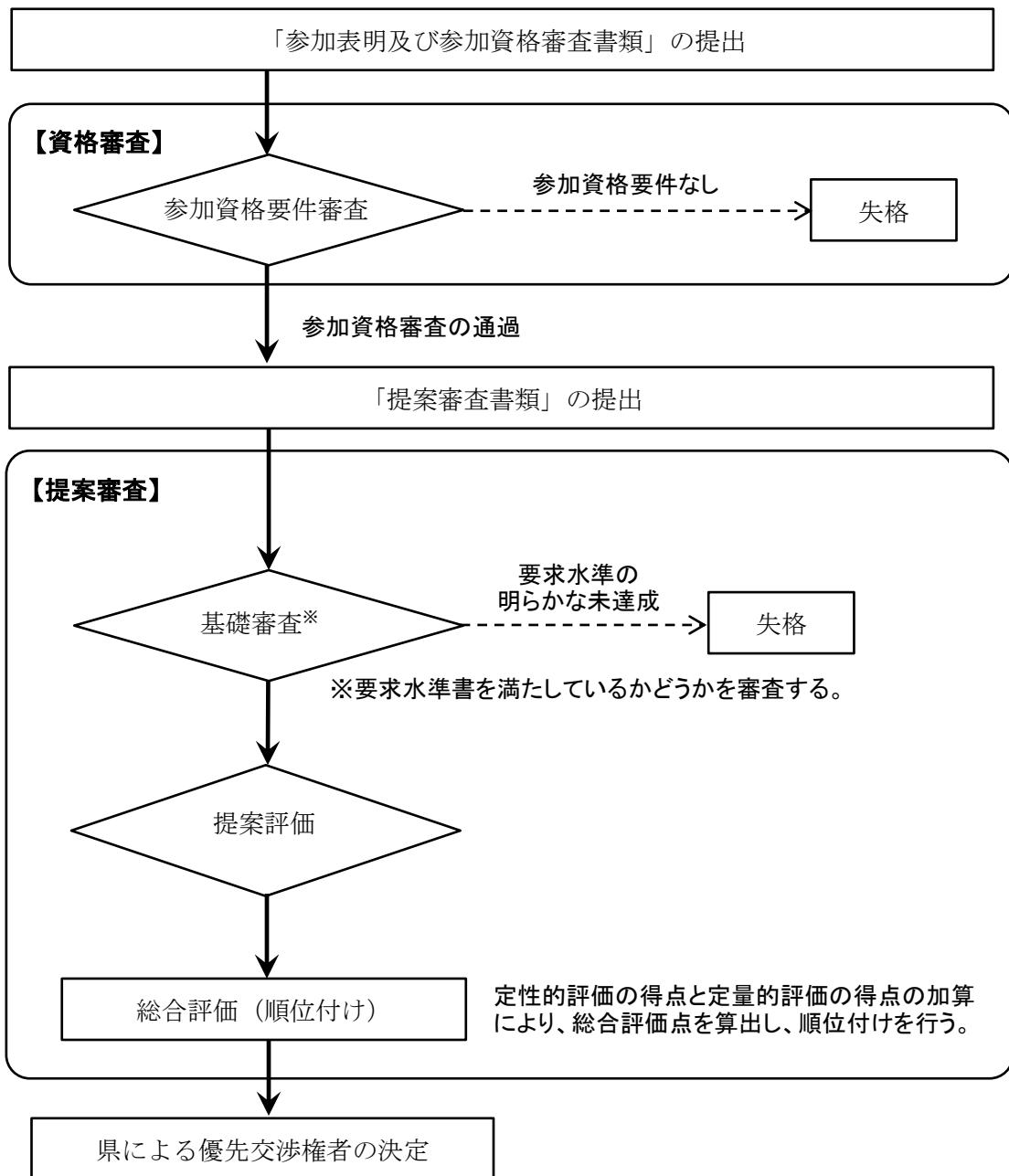
本事業の審査は、特に以下の点を踏まえて、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

- ✓ 本事業は、設計から施工において、土木・電気・建築と多岐にわたる専門分野を取り扱う事業であり、設計施工一括発注方式の導入効果を最大限発揮されること。
- ✓ 県内企業の参画や地域貢献が十分に期待できること。
- ✓ 民間の創意工夫が発揮され、再生可能エネルギーの安定供給、水力発電事業の効率化、発電所改修にあたり現在課題となっている事案への対応、新技術の導入、施工後の維持管理（修繕計画や LCC 等）、防災や周辺環境への影響にも配慮された計画となっていること。
- ✓ 適切なコスト縮減が図られた建設工事が実現されること。

5. 審査の構成と手順

優先交渉権者の決定は、基礎審査及び定性的評価（非価格要素審査）、定量的評価（価格要素審査）から構成され、図表 2 に示す審査の手順に基づき、実施する。

図表2 審査の手順



II. 資格審査

本事業を実施することを表明する応募者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類を基に、募集要項に定める応募者の参加資格要件を満たしているかどうか審査を行う。これらの参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

また、参加表明書に虚偽の記載事項があることが明らかとなつた場合も失格とする。

III. 提案審査

提案審査は、資格審査を通過した応募者から提出された提案審査書類を審査する。提案審査では、基礎審査、定量的評価（価格要素審査）、定性的評価（非価格要素審査）について、それぞれ審査及び採点を行い、その合計点によって最終的な優先交渉権者を決定する。

審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、委員会による応募者へのヒアリングの実施を行う。

1. 基礎審査

応募者から提出された提案審査書類について、審査を行う。審査にあたっては、提案審査書類に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。当該項目のいずれかでも要求水準の明らかな未達成があった場合、その応募者は失格とする。

また、要求水準の達成確認を行うにあたり、応募者から提出された提案審査書類に不明確な点がある等の場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。このほか、提案の不備を解決するとともに、技術に関わる提案をより優れたものとするため、技術対話を実施する。

2. 提案評価

(1) 定量的評価（価格要素審査）

応募者から提出された提案審査書類のうち、価格提案書について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い価格提案の金額を提示した応募者の価格点を 100 点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い価格提案の金額からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い価格提案の金額}}{\text{当該応募者の提示する価格提案の金額}} \times 100 \text{ 点}$$

ただし、有効桁数は小数点第 1 位とし、小数点第 2 位は四捨五入とする。

(2) 定性的評価（非価格要素審査）

応募者から提出された提案審査書類のうち、技術提案書と施設計画図面集について、図表3に示す審査項目、審査のポイント及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化した点数を非価格点とする。

なお、得点化に際しては、図表4に示す得点化基準により得点を付与する。

非価格点 = 400 点満点での得点

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入とする。

図表3 審査項目及び配点等

No	審査項目	配点
■事業全体に関する項目		計 190 点
1	事業全体方針	20 点
2	事業実施体制及び実績	40 点
3	事業スケジュール	30 点
4	竣工後のアフターサービス	30 点
5	地域貢献（県内企業の参画）	30 点
6	地域貢献（その他）	40 点
■設計建設業務に関する項目		計 210 点
7	設計業務の基本方針及び諸元の設定	40 点
8	発電施設の設計及び仕様	40 点
9	ライフサイクルコスト削減	30 点
10	建設工事計画及び施工監理方針	30 点
11	安全対応策	40 点
12	地域貢献（周辺環境への配慮）	30 点
		合計 400 点

【事業全体に関する項目（190点）】

No	審査項目	配点	審査の視点	提案審査書類様式
1	事業全体方針	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に対する理解がなされたうえで、事業特性を踏まえた的確で魅力のある事業方針、コンセプトとなっているか。 ・主要なリスクの把握とその基本的な方針の考え方が示されているか。 ・他の審査項目と整合が取れているか。 	様式4 -(3)- ①
2	事業実施体制及び実績	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関わる企業が、健全な経営状況を維持したうえで、本事業の円滑な実施に寄与する業務実績を有しているか。 ・事業に関わる企業について、役割分担が明確に示されているか。 ・必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込めるか。 ・各業務の指揮命令系統が明確化されており、事業の適切なマネジメント及び安定的かつ円滑な事業実施が期待できる体制が構築されているか。 ・本事業に係る県側の負担を軽減するための効果的な取組方針や円滑な事業遂行ための具体的で効果的なコミュニケーション方法が提案されているか。 	様式4 -(3)- ②
3	事業スケジュール	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な許認可や各種届出など事業開始に向けたクリティカルパスが網羅されるほか、河川や自然環境の特性に応じた適切な工期設定等、事業遂行の確実性のあるスケジュールが示されているか。 ・遅延のない適切な工程管理ができているか。（工程の実現性、工程管理方法の具体性） 	様式4 -(3)- ③-i 様式4 -(3)- ③-ii
4	竣工後のアフターサービス	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工後のアフターサービスについて、県が施設を維持管理するうえで有効な提案がされているか。 ・竣工後の引き渡しを円滑かつ確実に行うために、ノウハウの引継ぎや情報開示について具体的に示されているか。 	様式4 -(3)- ④

No	審査項目	配点	審査の視点	提案審査書類様式
5	地域貢献 (県内企業の参画)	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業が共同企業体の構成員や協力企業※1等としての参画が確実である根拠が示された提案がされているか。 ・地元下請け比率や発注比率等、県内企業に対する定量的な方策が提案されているか。 <p style="margin-left: 20px;">(地元参画のポジション別の評価については、共同企業体の構成員、協力企業、その他の順に評価する 県内企業の本店所在地別の評価は、佐久地域、東信、県内の順に評価する)</p> <p>※1) 提案書に企業名を明示して応募者の下請け企業として参画する企業を指す。</p>	様式4 -(3)- ⑤
6	地域貢献 (その他)	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所の自立運転機能等により災害時等において地域の電源として活用可能となる提案があるか。 ・ボランティア活動や県内資機材の活用等、地域貢献につながる方策が、具体的であり、実効性を備えているか。 	様式4 -(3)- ⑥

【設計建設業務に関する項目（210点）】

No	審査項目	配点	審査の視点	提案審査書類様式
7	設計業務の基本方針及び諸元の設定	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計内容に不備が無いか、設計の品質を確保するための方法が具体的かつ有効なものとなっているか。 ・最適な発電設備規模の設定に至るまでのプロセスが妥当であるか。 ・売電収入が算出できる発電諸元が整理されているか。 ・売電収入の増加が見込まれる技術革新等の創意工夫の提案があるか。 	様式4 -(3)- ⑦
8	発電施設の設計及び仕様	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した建屋外観等、景観に配慮した具体性、実現性及び経済性の高い提案がされているか。 ・従来の発電施設でメンテナンスや保安確保上で課題となっている事案に対して、適切かつ具体的な対応策の提案がなされているか。 	様式4 -(3)- ⑧
9	ライフサイクルコスト削減	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストに配慮した具体的方策が示されており、実現性の高い提案されているか。 ・施設の長寿命化が期待できる保守点検やその費用、予防保全の考え方等が盛り込まれた具体ランニングコスト（40年）が提案されているか。 	様式4 -(3)- ⑨-i 様式4

No	審査項目	配点	審査の視点	提案審査書類様式
				- (3)- ⑨- ii
10	建設工事計画及び施工監理方針	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているか。 ・試運転試験における作業計画、試験内容について具体的な方法が示されているか。 ・各専門分野や工種間における総合技術調整が必要となる事案とその対応策について、施工監理の観点から具体的に提案されているか。 	様式 4 - (3)- ⑩
11	安全対応策	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に関する方針が示されており、具体的な工夫が見られるか。 ・落石対策、雪害対策等の防災に対する実現性の高い具体的な提案がされているか。 	様式 4 - (3)- ⑪
12	地域貢献（周辺環境への配慮）	30 点	<ul style="list-style-type: none"> ・工事による周辺への影響を十分に想定できているか。 ・周辺環境への影響を最小化するため、搬出入車両管理や騒音、振動、粉じん濁水対策における工夫が示されているか。 	様式 4 - (3)- ⑫

図表 4 各審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	A-Cの中間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	C-Eの中間	配点×0.25
E	要求水準どおりの提案	配点×0.00

IV. 総合評価

1. 総合評価の手順

提案審査書類に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格要素審査）の非価格点と応募者が提示する価格提案の金額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出する。

県は、委員会で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、総合評価点につき同点の者が2者以上ある場合、非価格点の高い者を上位とするものとし、総合評価点、非価格点の双方が同点である者が2者以上ある場合においては、くじ引きにより上位の者を決定するものとする。

2. 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

$$\begin{array}{rcl} \text{総合評価点} & = & \text{【非価格点】} + \text{【価格点】} \\ (\text{満点 } 500 \text{ 点}) & & (\text{満点 } 400 \text{ 点}) \quad (\text{満点 } 100 \text{ 点}) \end{array}$$

3. 優先交渉権者の決定

県は、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、通知する。また、県は優先交渉権者の決定について公表する。